

自転車指導啓発重点地区・路線(倶知安警察署) 令和8年7月

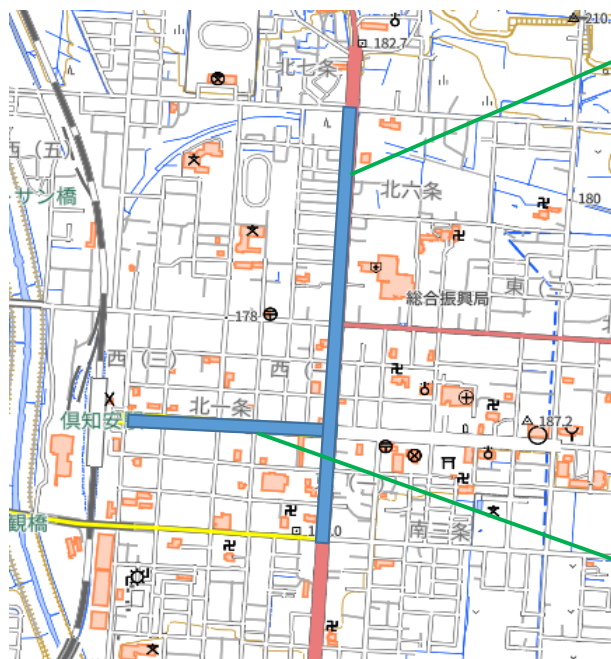
倶知安警察署の自転車指導啓発重点地区

- ① 南4条西1丁目～北7条西1丁目 国道5号(約1,100mの区間)
- ② 北1条西1丁目～北1条西3丁目 道道271号(約500mの区間)

★選定理由★

J R 駅及び商店が所在する路線であるとともに、高校までの経路でもあることから、交通事故発生危険性が高い。

倶知安警察署自転車指導啓発重点地区・路線マップ



出典: 国土地理院地図

①重点路線 国道5号

> 違反や事故の状況

- ・ 商業施設が多くあり、高校までの経路であるため通学での自転車利用者が多く、**歩道通行**する自転車が多い。
- ・ 交通量が多い路線のため車両との接触事故発生のおそれあり。

②重点路線 道道271号

> 違反や事故の状況

- ・ J R 駅や商業施設が多くあり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、**歩道通行**や並進する自転車も多い。
- ・ 交通量が多い路線のため車両との接触事故発生のおそれあり。
- ・ **一時不停止**の自転車による自動車との**出会い頭事故**に注意。

重点路線で、

よく見られる自転車利用者の**違反形態**

- > 歩道で徐行や一時停止をしない
- > 信号無視
- > 一時不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は左側通行！

自転車が車道の右側を走行すると、左側通行を守っている自転車と衝突したり、衝突を避けようとした自転車が道路中央にとび出すなどの危険を招きます。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止！

倶知安警察署では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

